

## 要介護認定・認定調査について

### ○調査担当の紹介(R7.6 現在)

| 職種    | 人数   | 業務内容                           |
|-------|------|--------------------------------|
| 認定調査員 | 12 名 | 認定調査の実施(月 600 件以上)             |
| 内勤調査員 | 2 名  | 調査票の内容確認・事務局からの疑義対応・調査員研修の実施など |

### ○代行申請時の注意点について

申請後、2週間以内に申請書に記載された立会人へ、日程調整のご連絡を入れています。

- ・調査場所:寝起きしている生活の場での調査が原則です。通所先での調査は行ないません。
- ・立会人:調査の信憑性を高めるため、日頃のことをよく知っている方に調査時、立ち会ってもらいます。  
家族があまり状況を把握していない場合は、ケアマネジャーが立会えないかご検討ください。
- ・立会人の連絡先:電話番号の間違いが多いです。間違いのないよう、提出前にご確認ください。
- ・都合の悪い日:立会人と日程調整をします。本人の予定を把握しておいていただくようお願いします。  
透析日や通所日、通院日を外して調整をしますので、分かる範囲で記載してください。  
遠方から来られるなど、調査の希望日が限定されている場合は、希望に沿えるかは分かりませんが、「〇〇希望」と記載してください。
- ・認定調査の可否:提出代行の下部にチェックボックスがあります。提出代行者による調査可否について、意思表示をお願いします。しかし可につけたから必ず委託になるとは限りません。依頼書の到着を確認してから、認定調査の調整・実施をお願いします。

### ○認定調査について

認定調査は身体機能や認知機能など74項目で構成されています。要介護認定のものさしは、「介護の手間」です。歩けないことや病名で要介護度が認定されるものではありません。(項目は別紙参照)

### ○申請区分による調査の実施について

新規申請・介護申請は、市役所または指定市町村事務受託法人が調査を実施することになっています。

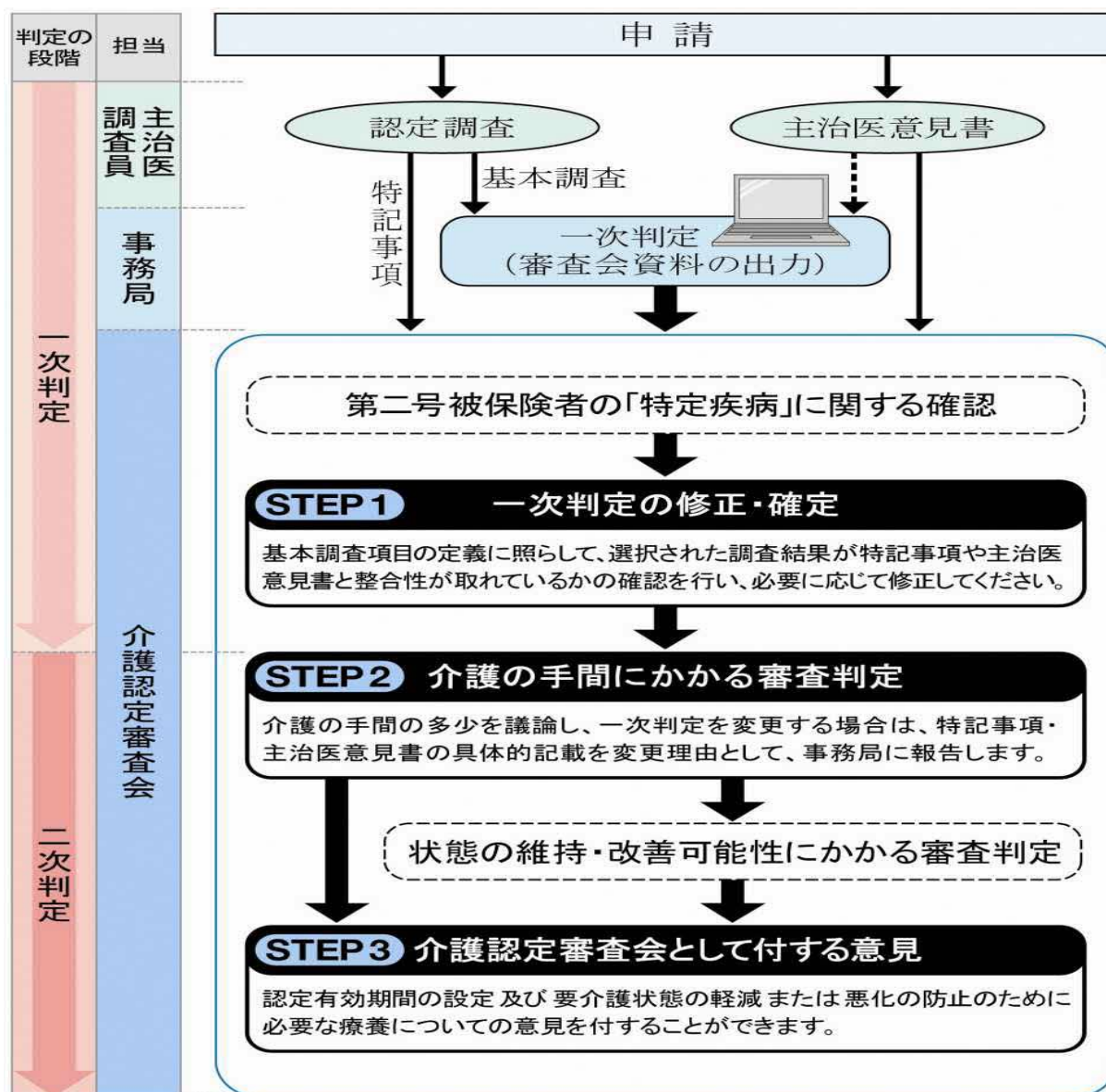
| 申請区分   | 申請理由                                         |                  | 有効期間の適用           | 提出代行者による<br>調査可否(※) |
|--------|----------------------------------------------|------------------|-------------------|---------------------|
| 新規申請   | 初めての申請・有効期間切れ新規                              |                  | 申請日から             | ×                   |
| 介護申請   | 本人の状態に                                       | <u>要支援</u> からの変更 |                   | ×                   |
| 区分変更申請 | 変化がある                                        | <u>要介護</u> からの変更 |                   | ○                   |
| 更新申請   | 有効期限が切れるため更新<br>(有効期間終了日の <u>60 日前</u> から受付) |                  | 現有効期間終了日の<br>翌日から | ○                   |

※ 一定期間(居宅介護支援事業所等による調査が連続 4 回目)や転入者は、新規申請と同様に直営または指定市町村事務受託法人による調査となります。

## ○認定調査員の資格について

認定調査を実施するには、介護支援専門員の資格を保持していることに加え、**調査員研修(新任研修)**の受講が必須となります。新任研修は例年5月頃、神奈川県が主催しています。

## ○審査判定手順(介護認定審査会委員テキストより抜粋)



介護認定審査会資料で提供される一次判定は、認定調査員による**基本調査案**をもとに算出されているものであり、その内容は未確定のものです。介護認定審査会は、認定調査員から提示された**特記事項(及び主治医意見書)**の内容から、**基本調査項目の選択が適切に行われているか**確認作業を行い、これを承認することで申請者の一次判定が確定します。特記事項(及び主治医意見書)の記載内容から、認定調査項目の選択に矛盾を認めた場合は、認定調査項目の定義に基づき、基本調査項目の選択肢の変更を行います。二次判定は**介護の手間の多少**により、一次判定結果を変更するか専門職による合議で議論され要介護度が認定されます。状態の維持・改善可能性にかかる審査判定については別紙参照。

## ○参考にいただきたい資料など

介護認定審査会委員テキスト 2009 改訂版、認定調査員テキスト 2009 改訂版、  
要介護認定等の方法の見直しに係る Q&A、認定調査員向け e-ラーニングシステム  
厚生労働省 要介護認定適正化事業ホームページ <http://nintei.net/>